

地域密着型介護老人福祉施設 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)											介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計 (目安)						
	基本サービス費 (円)	日常生活継続支援加算 (円)	看護体制加算Ⅰ (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅰ (円)	個別機能訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (円)	褥瘡マネジメント加算Ⅱ (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)					介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等ベースアップ等支援加算			
要介護1	582	36	12	23	41	12	20	50	11	13	25,885				第1段階						
															第2段階	420	390	51,367			
															第3段階(1)	820	650	71,827			
															第3段階(2)	820	1,360	93,837			
要介護2	651	36	12	23	41	12	20	50	11	13	28,365				第1段階						
															第2段階	420	390	53,878			
															第3段階(1)	820	650	74,338			
															第3段階(2)	820	1,360	96,348			
要介護3	722	36	12	23	41	12	20	50	11	13	30,814	所定単位数 × 加算率 8.3%									
																		第1段階			
																		第2段階	420	390	56,482
																		第3段階(1)	820	650	76,942
要介護4	792	36	12	23	41	12	20	50	11	13	33,449										
																		第1段階			
																		第2段階	420	390	59,055
																		第3段階(1)	820	650	79,515
要介護5	860	36	12	23	41	12	20	50	11	13	35,867										
																		第1段階			
																		第2段階	420	390	61,504
																		第3段階(1)	820	650	81,964

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。(※1単位あたり10.45円の計算となります)

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)Ⅱ(100単位/月)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、Ⅱ(60単位/月)、

看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)Ⅱ(110単位/月)、

排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)Ⅱ(15単位/月)Ⅲ(20単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)Ⅱ(4単位/日)、生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

地域密着型介護老人福祉施設 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)											サービス合計 × 1,045 (地域区分調整)	介護職員処遇 改善加算(I)	特定介護職員処 遇 改善加算(I)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	居住費 (日)	食費 (日)	1ヶ月ご利用の場 合の自己負担額 合計 (目安)
	基本 サービス費 (日)	日常生活継 続支援加算 (日)	看護体制 加算 I (日)	看護体制 加算 II (日)	夜勤職員 配置加算 I (日)	個別機能 訓練加算 I (日)	個別機能 訓練加算 II (月)	科学的介護 推進体制 加算 (月)	栄養 マネジメント 強化加算 (日)	褥瘡 マネジメント 加算 II (月)								
要介護 1	582	36	12	23	41	12	20	50	11	13	51,770				1,171	1,800	144,584	
要介護 2	651	36	12	23	41	12	20	50	11	13	56,699				1,171	1,800	149,637	
要介護 3	722	36	12	23	41	12	20	50	11	13	61,814	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	所定単位数 × 加算率1.6%	1,171	1,800	154,814	
要介護 4	792	36	12	23	41	12	20	50	11	13	66,867				1,171	1,800	159,960	
要介護 5	860	36	12	23	41	12	20	50	11	13	71,734				1,171	1,800	164,858	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されて

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算 I・特定処遇改善加算 I…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算 I (400単位/月) II (100単位/月)、ADL維持等加算 I (30単位/月)、II (60単位/月)、

看取り介護加算 I (72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算 I (90単位/月) II (110単位/月)、

排泄支援加算 I (10単位/月) II (15単位/月) III (20単位/月)、認知症専門ケア加算 I (3単位/日) II (4単位/日)、生活機能向上連携加算 I (100単位/月) II (200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

地域密着型介護老人福祉施設 もみじ館 利用料金表 <従来型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)											サービス合計 × 1,045 (地域区分調整)	介護職員処遇 改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処 遇 改善加算(Ⅰ)	介護職員等 ベースアップ等 支援加算	居住費 (日)	食費 (日)	1ヶ月ご利用の場 合の自己負担額 合計 (目安)
	基本 サービス費 (日)	日常生活継 続支援加算 (日)	看護体制 加算Ⅰ (日)	看護体制 加算Ⅱ (日)	夜勤職員 配置加算Ⅰ (日)	個別機能 訓練加算Ⅰ (日)	個別機能 訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護 推進体制 加算 (月)	栄養 マネジメント 強化加算 (日)	褥瘡 マネジメント 加算Ⅱ (月)								
要介護 1	582	36	12	23	41	12	20	50	11	13	51,770	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	所定単位数 × 加算率1.6%	1,171	1,800	170,841	
要介護 2	651	36	12	23	41	12	20	50	11	13	56,699				1,171	1,800	178,405	
要介護 3	722	36	12	23	41	12	20	50	11	13	61,814				1,171	1,800	186,186	
要介護 4	792	36	12	23	41	12	20	50	11	13	66,867				1,171	1,800	193,874	
要介護 5	860	36	12	23	41	12	20	50	11	13	71,734				1,171	1,800	201,252	

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されて

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)Ⅱ(100単位/月)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、Ⅱ(60単位/月)、
看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)Ⅱ(110単位/月)、
排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)Ⅱ(15単位/月)Ⅲ(20単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)Ⅱ(4単位/日)、生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。